平成２２年（フ）第１５８号
松江市上乃木２丁目13番14―206号　雇用促進住宅２号棟、前住所松江市浜乃木７丁目13番17号　シャルマンシャトレ201号
債務者　池田　千春
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６９号
福島県いわき市四倉町字西２丁目２番地の11
債務者　芳賀　　忍
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１７１号
福島県いわき市常磐西郷町忠多266番地の18、前住所福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰148番地
債務者　菊池　洋一
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１１０号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川98番地１
債務者　阪崎　秀樹
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
青森県弘前市大字青女子字桜苅787番地
債務者　下山美奈子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２０１号
青森県弘前市大字松原西１丁目７番地33
債務者　長内　菊江
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８２号
広島県福山市曙町５丁目28番31―２号、旧住所広島県福山市曙町１丁目９番17―404号
債務者　高橋　雄亮
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５１号
長崎県佐世保市陣の内町249番地18、旧住所長崎県佐世保市花高２丁目１番６―101号
債務者　一田　　勝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３５８号
東京都新宿区百人町２丁目21番22号　マイプラン百人町Ａ棟205、申立時の住所横浜市神奈川区栗田谷46番14号　プレステージ・M201号
債務者　山極沙也佳（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５５号
横浜市鶴見区北寺尾２丁目９番11号　パル三ツ池201号室
債務者　山下　　泰
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１０号
横浜市瀬谷区三ツ境103番地　三ツ境グリーンハイツＥ―202
債務者　和田　昭三
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３０号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目７番８号
債務者　山西　良助
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３４号
神奈川県藤沢市羽鳥２丁目７番４号　佐々木荘202
債務者　佐々木邦夫
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５０号
横浜市都筑区川和町622番地３　204
債務者　土屋　　充
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５４号
横浜市鶴見区向井町１丁目12番地　プレセランス鶴見201
債務者　奥田　涼子（旧姓坂倉）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０６２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目26番35号　パークシティサガミノ２―H
債務者　金森　涼子（旧姓佐藤・福永）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部